

令和6年度 下半期 四国中央市水道事業 業務状況説明書

令和6年10月 1日から

令和7年 3月31日まで

四国中央市水道局

目 次

令和6年度下半期（令和6年10月1日～令和7年3月31日）の業務の状況

1	事業の概況	1
2	経理の状況	1
	予算の執行状況	1
	(1) 収益的収入及び支出	1
	(2) 資本的収入及び支出	1

予算の概要及び事業の経営方針

3	予算の概要及び事業の経営方針	2
---	----------------------	---

1 事業の概況

給水件数 44,396 件（令和 7 年 3 月 31 日現在）

年間総給水量 10,614,641 m³

1 日平均給水量 29,081 m³

主な建設改良事業（消費税込み）

中田井配水池系配水本管新浜大橋推進工事 123,164,000 円

土居地域上水道整備工事（第 2 工区） 50,864,000 円

中田井配水池系東部地区配水本管布設工事（第 13 工区） 36,026,000 円

川滝地区水道施設機械電気設備更新詳細設計業務 33,000,000 円

2 経理の状況

予算の執行状況

(1) 収益的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
営業収益	1,944,826,000	1,855,505,529	95.4
うち給水収益	1,912,680,000	1,826,589,900	95.5
営業外収益	353,444,000	355,945,255	100.7
特別利益	30,000	0	0.0
収入合計	2,298,300,000	2,211,450,784	96.2
営業費用	2,042,370,000	1,930,981,677	94.5
営業外費用	219,226,000	172,116,022	78.5
特別損失	480,000	116,310	24.2
予備費	974,000	0	0.0
支出合計	2,263,050,000	2,103,214,009	92.9

(2) 資本的収入及び支出

科目	予算額 (A) 円	執行済額 (B) 円	執行率 (B/A) %
補助金	46,705,000	0	0.0
企業債	562,000,000	13,000,000	2.3
負担金	131,788,000	131,788,136	100.0
工事負担金	7,000,000	14,056,811	200.8
固定資産売却代金	507,000	0	0.0
収入合計	748,000,000	158,844,947	21.2
建設改良費	1,495,133,000	803,387,575	53.7
企業債償還金	507,528,000	507,525,233	99.9
予備費	7,047,000	0	0.0
支出合計	2,009,708,000	1,310,912,808	65.2

3 予算の概要及び事業の経営方針

(総則)

第1条 令和7年度四国中央市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|---------------------------|
| (1) 給水件数 | 44,411 件 |
| (2) 年間総給水量 | 11,135,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 30,507 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |

ア 樋谷配水池及びポンプ場築造事業

イ 川滝地区水道施設電気設備更新事業

ウ 小富士長津浄水場電気設備事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水道事業収益	2,318,800 千円
第1項 営業収益	1,937,946 千円
第2項 営業外収益	380,824 千円
第3項 特別利益	30 千円

支 出	
第1款 水道事業費用	2,307,300 千円
第1項 営業費用	2,085,074 千円
第2項 営業外費用	220,745 千円
第3項 特別損失	480 千円
第4項 予備費	1,001 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,170,600 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 231,112 千円及び過年度分損益勘定留保資金 939,488 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	2,147,400 千円
第1項 補助金	134,999 千円
第2項 企業債	1,872,000 千円
第3項 負担金	133,010 千円
第4項 工事負担金	7,000 千円
第5項 固定資産売却代金	391 千円

支 出	
第1款 資本的支出	3,318,000 千円
第1項 建設改良費	2,718,993 千円
第2項 企業債償還金	593,085 千円

第3項 予 備 費
(債務負担行為)

5,922 千円

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
樋谷配水池更新事業（電気工事）	令和7年度から 令和8年度まで	120,000 千円
樋谷送水ポンプ場更新事業（電気工事）	令和7年度から 令和8年度まで	120,000 千円
川滝地区水道施設整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	100,000 千円
川滝地区水道施設電気設備更新事業 （その2）	令和7年度から 令和9年度まで	150,000 千円
小富士長津浄水場整備事業	令和7年度から 令和9年度まで	380,000 千円
小富士長津浄水場電気設備事業	令和7年度から 令和9年度まで	620,000 千円
中田井浄水場等更新整備・運営事業モ ニタリング支援業務（その4）	令和8年度から 令和10年度まで	22,000 千円に物価変動による 増減額並びに消費税及び地方 消費税額を加算した額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良事業	千円 1,872,000	証書借入又は証券発行。	年5.0%以内	借入先の融資条件 による。ただし、企 業財政その他の都 合により繰上償還 又は低利債への借 換えをすることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経
費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれ

らの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 256,331 千円

(2) 交 際 費 10 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、72,062千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。